

改正案	現行
<p>第六条（略）</p> <p>（法第十六条の六第三項の規定による納付金の納付の手続等）</p> <p>第七条 機構は、法第十六条の六第三項の規定による命令を受けたときは、経済産業大臣の指定する期日までに、同条第一項に規定する安定供給確保支援基金の額のうち機構が当該安定供給確保支援基金に係る業務を円滑に遂行する上で必要がないと認められるものに相当する額として経済産業大臣が定める額を、同条第三項の規定による納付金として国庫に納付しなければならない。</p> <p>2 経済産業大臣は、前項の規定により法第十六条の六第三項の規定による納付金の額を定めようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3 法第十六条の六第三項の規定による納付金は、一般会計に帰属する。</p> <p>（毎事業年度において国庫に納付すべき額の算定方法）</p> <p>第八条 法第十七条第一項第三号に掲げる業務に係る勘定における法第十九条第四項の規定により読み替えて適用する独立行政法人通則法（</p>	<p>第六条（略）</p> <p>（新設）</p> <p>第七条 法第十七条第一項第三号に掲げる業務に係る勘定における法第十九条第四項の規定により読み替えて適用する独立行政法人通則法（</p>

以下「通則法」という。）第四十四条第一項ただし書の政令で定めるところにより計算した額（第十三条において「毎事業年度において国庫に納付すべき額」という。）は、通則法第四十四条第一項に規定する残余の額に百分の九十を乗じて得た額とする。

第九条 (略)

(国庫納付金の納付の手続)

第十条 機構は、法第十九条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する残余があるときは、当該規定による納付金（以下この条から第十二条までにおいて「国庫納付金」という。）の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、前条第一項の承認申請書を提出したときは、これに添付した同条第二項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

2 (略)

第十一条・第十二条 (略)

(毎事業年度において国庫に納付すべき額の納付の手続等)

第十三条 前三条の規定は、毎事業年度において国庫に納付すべき額を

以下「通則法」という。）第四十四条第一項ただし書の政令で定めるところにより計算した額（第十二条において「毎事業年度において国庫に納付すべき額」という。）は、通則法第四十四条第一項に規定する残余の額に百分の九十を乗じて得た額とする。

第八条 (略)

(国庫納付金の納付の手続)

第九条 機構は、法第十九条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する残余があるときは、当該規定による納付金（以下この条から第十一条までにおいて「国庫納付金」という。）の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、前条第一項の承認申請書を提出したときは、これに添付した同条第二項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

2 (略)

第十条・第十一条 (略)

(毎事業年度において国庫に納付すべき額の納付の手続等)

第十二条 前三条の規定は、毎事業年度において国庫に納付すべき額を

国庫に納付する場合について準用する。この場合において、第十条第
一項及び第十一条中「期間最後の事業年度」とあるのは、「事業年度
」と読み替えるものとする。

(他の法令の準用)

第十四条 (略)

第十五条 (略)

国庫に納付する場合について準用する。この場合において、第九条第
一項及び第十条中「期間最後の事業年度」とあるのは、「事業年度」
と読み替えるものとする。

(他の法令の準用)

第十三条 (略)

第十四条 (略)